

児童手当 制度改正のご案内

令和6年10月分の手当（令和6年12月支給）より制度が一部変更になります。

1. 変更点（令和6年12月支給の手当より）

①支給対象年齢の拡大

支給対象となる児童の年齢が、高校生年代（18歳年度末）までとなります。

②所得制限の撤廃

受給者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

※児童を養育する父母のうち所得の高いかたに支給されることに変更はございません。

③多子加算（第3子以降）の拡充

支給対象児童の年齢に関係なく、第3子以降の支給金額が3万円に増額されます。

大学生年代（18歳年度末以降22歳年度末まで）のかたを養育している場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することにより、大学生年代のかたから児童数がカウントされます。

④支払月の変更

児童手当の支払月が4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回となります。

2. 今後の支給について

令和6年10月に支給する手当までは、現行の制度内容にて支給いたします。

制度改正後の最初の支給日は、令和6年12月10日（火）です。

《改正後の支給金額》

児童の年齢	支給金額（1人当たりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～ 高校生年代	10,000円	

《改正後の支払月》

支払月	支払該当月
4月	2月・3月分の手当
6月	4月・5月分の手当
8月	6月・7月分の手当
10月	8月・9月分の手当
12月	10月・11月分の手当
2月	12月・1月分の手当